

第1 生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築 ～健康フロンティア戦略の推進

超高齢社会の到来に向け、単なる長寿ではなく、国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」を構築していく必要がある。

このため、国民の健康寿命を伸ばすことを目標に、働き盛り、女性、高齢者の国民各層を対象に、それぞれについて重要性の高い「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」に係る施策を進めるとともに、それらを支える科学技術の振興を図るため、「健康フロンティア戦略」を推進する。

この戦略については、平成18年度以降、医療保険制度改革も視野に入れて生活習慣病対策等について本格実施していくこととし、平成17年度は、この10カ年戦略の初年度であることから、介護保険制度の見直しに併せて、ソフト・ハード両面にわたる基盤整備を重点的に行うこととする。

＜健康フロンティア戦略関係予算要求総額 1, 126億円＞

1 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策等の推進 49億円

- (1) 個人の行う「健康づくり」の支援 38億円
- ITを活用した健康づくりの支援（e-ヘルスの推進） 4億円
インターネット等を活用して、国民一人一人が科学的知見に基づく正しい情報を得て自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムや、それを踏まえて保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話プログラムの提供を行う。
 - 健康づくりの「場」と「機会」の提供 2.5億円
運動や食生活面における生活習慣の改善を促すため、健康づくりに資するウォーキング等の運動に関する指針の策定普及や飲食店におけるヘルシーメニューの提供等の支援を行う。また、公衆浴場等を活用した健康づくりを推進する。
 - 身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等 31億円
生涯にわたる国民の健康づくりを支援するために、地域保健と職域保健が連携し、それぞれの保健事業の効果的・効率的活用を図る体制を整備するとともに、保険者による保健事業の共同実施を推進する。また、受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図る。
「健康日本21」の中間評価を行い、生活習慣病予防の基礎をなす1次予防に係る施策の見直し・重点化を行う。

(2) 健診データに基づく継続的な健康指導 **20億円**

○ 有効性の高い健康診査の推進 **4億円**

効果的な2次予防に向けた基盤整備を推進するため、最新の科学的知見に基づき、ライフステージに応じた健診項目の重点化、健診の精度管理、健診データの判定基準等について研究を行い、併せてその有効性について検証を行う。

○ 効果的な保健指導の推進（一部再掲） **16億円**

糖尿病の予防に重点をおいた栄養指導マニュアル、禁煙支援のためのマニュアルの策定普及や保険者の共同事業の実施等により、効果的な保健指導を推進する。

(3) 迅速な救命救急と専門診断・治療の確保 **6.2億円**

○ 国民の救命参加で「時間の壁」に立ち向かうための自動体外式除細動器（AED）の普及啓発（新規） **1.7億円**

非医療従事者によるAEDを用いた積極的な救命活動が行われるよう講習を実施するとともに、普及啓発等を図り救命率の向上に資する。

○ 地域がん診療拠点病院機能強化事業の推進 **1億円**

地域におけるがん医療水準の向上と地域格差の縮小を図るため、地域がん診療拠点病院の整備を進めるとともに、がん診療に従事する医師等に対して研修の機会を提供する。

2 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援対策の推進

83億円

(1) 「女性のがん」への挑戦 **82億円**

女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備を図るとともに、乳がん・子宮がん検診に対する啓発普及活動等を推進する。

マンモグラフィの整備 500台

(2) 女性の生涯を通じた健康支援 **1.8億円**

○ 健康支援情報の提供（新規） **1.8億円**

国立成育医療センターにおいて女性特有のからだやこころの病気等に関する診療や研究等の情報を一般国民、患者、医療関係者を対象に迅速かつ効率的に発信するための情報システムを構築する。

3 「介護予防10カ年戦略」による効果的な介護予防対策の推進	671億円
---------------------------------------	--------------

(1) 家庭や地域で行う介護予防対策 **225億円**

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性を確保しながら、適切な介護予防サービスを提供するため、既存のデイサービスセンターや老人福祉センター等の改修等に必要の支援を行うことにより、介護予防サービス提供のための拠点整備を推進する。

介護予防拠点の整備 3,000か所

(2) 効果的な介護予防プログラムの開発・普及 **171億円**

効果的な介護予防プログラムの開発と普及体制を確立するため、「介護予防研究・研修センター」を設立し、科学的根拠に基づく介護予防プログラムの開発研究と指導・普及を行う専門職員の養成を行う。

また、適切な介護予防サービスの提供体制を整備するため、効果的な介護予防サービスの実施及び評価・検証を行う「市町村介護予防試行事業」を実施する。

(3) 地域で支える「痴呆ケア」 **15億円**

地域における痴呆サポート体制の整備、痴呆ケアの人材育成を推進するため、痴呆性高齢者を抱える家族への支援プログラムを構築するとともに、痴呆介護の専門職員や痴呆性高齢者グループホームの管理者に対する研修、主治医をサポートする痴呆専門医の養成を行うなど総合的な対策を推進する。

4 「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」	322億円
----------------------------	--------------

(1) 基盤的技術と最先端技術の研究開発 **144億円**

○ **ゲノム科学・たんぱく質科学・ナノテクノロジー等の応用** **93億円**

ゲノム科学、疾患に関連するタンパク質の研究、ナノテクノロジーなど、基礎的研究や最先端技術の研究開発を推進することにより、画期的な創薬、医療機器開発の実現を目指す。

○ **治験推進体制の充実** **21億円**

国内における治験の空洞化を防ぎ、大規模治験ネットワークを基盤とした医師主導の治験を促進するために必要な治験インフラの充実及び医師主導の治験スキームを確立する。

○ **老化抑制機構の解明及び介護予防に関する研究** **30億円**

老化の原因となる遺伝子要因や環境要因など老化抑制機構の解明に関する基礎的研究や、それらの成果の臨床への応用を研究するとともに、介護予防及び介護技術に関する研究を推進する。

- (2) 医療現場、介護現場を支える技術の開発普及 177億円
- 糖尿病戦略研究等の推進 45億円

境界型を含めた患者数が急増し、脳卒中等の重大な合併症の発症にもつながる糖尿病について、予防、診断、治療法に係るこれまでの研究に加え、具体的な目標を設定した「戦略研究」に取り組むとともに、心疾患、脳卒中の診断・治療法等の開発を推進する。
 - 第3次対がん10か年総合戦略における研究の推進 70億円

がんの罹患率と死亡率の激減を目指した「第3次対がん10か年総合戦略」の2か年目として、更なるがんの本態解明を進めるとともに、革新的な予防、診断、治療法の開発等を推進する。

また、研究開発された新薬、診断・治療法等の臨床応用を迅速かつ適切に行うため、国立がんセンター東病院に臨床開発センター（仮称）を設置する。
 - うつ病を中心としたこころの健康問題への取組の推進 23億円

うつ病や統合失調症、睡眠障害等のこころの健康問題に対して、データの蓄積と解析を行い、心理・社会学的方法、分子生物学的方法等を活用し、病因の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を行う。
 - 医療の質や安全の向上など医療提供体制の確保に資する取組の推進 20億円

医療の安全に係る基礎情報の収集と提供に関する研究や医療の安全性の評価方法の開発など質が高く安全性の確保された医療提供体制の構築に関する研究を推進する。
 - 身体機能の解析・補助・代替のための機器開発の推進 19億円

ナノテクノロジー、IT、バイオテクノロジー等の先端的要素技術を基礎として、生体機能を立体的・総合的に解析し、補助・代替する機能を持つ、新しい医療機器の開発を推進する。
- (3) 国民による自己選択を可能とする評価と公表 77百万円
- 技術評価と政策評価の推進 77百万円

研究開発成果を国民、社会へより効果的に還元するため、外部評価の実施、研究評価者の資質の向上等、評価体制の充実強化を行う。

第2 次世代育成支援対策の更なる推進

少子化の流れを変えるため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会を構築していく必要がある。

このため、本年6月に策定された「少子化社会対策大綱」に基づき、政府全体で少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとし、平成16年中に重点施策の具体的実施計画として、新エンゼルプランに代わる新たなプランを策定することとしている。

厚生労働省においては、専業主婦家庭の子育て負担感の緩和も含めた地域における子育て支援対策や、児童虐待防止対策の充実を図るとともに、待機児童の解消に向けた取組を引き続き推進し、これらにあわせて、子育て生活に配慮した働き方の改革を進める。

1 地域における子育て支援対策の充実

3,518億円(3,275億円)

注：括弧内は16年度予算額

(1) 地域における子育て支援体制の強化 148億円

○ つどいの広場事業の推進 32億円

子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、身近な場所での設置を推進する。

500か所 → 1,000か所

○ 地域子育て支援センターの整備 57億円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

3,000か所 → 3,300か所

○ 育児支援家庭訪問事業の推進 20億円

出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業の実施を着実に推進する。

○ 乳幼児健康支援一時預かり事業の充実 22億円

保育所に通所中の児童等が、病気回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所・病院等における一時預かり等の事業を行う。

(2) 放課後児童クラブの拡充 **97億円**

放課後児童の受入れ体制の整備を推進する。

12,400か所 → 13,300か所

(3) ファミリー・サポート・センター事業の拡充 **19億円**

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置要件の緩和を図るとともに、働くひとり親会員が同センターを利用する際に支援を行う。

(本部) 355か所 → 395か所

(4) シルバー人材センターによる子育て支援事業の拡充 **9.3億円**

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う実施活動拠点を拡充する。

235拠点 → 329拠点

(5) 児童手当国庫負担金 **3,175億円**

2 多様な保育サービスの推進 **3,443億円(3,456億円)**

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 **313億円**

待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

(2) 多様な保育サービスの提供 **3,124億円**

○ 延長保育の推進 **324億円**

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

13,100か所 → 14,000か所

○ 一時・特定保育の推進 **33億円**

専業主婦等の緊急・一時的な保育を行う一時保育及び、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

5,000か所 → 7,500か所

○ 休日・夜間保育の推進 **4.2億円**

保護者の勤務形態による休日や夜間の保育需要に対応するため、休日・夜間保育を推進する。

750か所 → 820か所

(3) 総合施設モデル事業の実施（新規） **5. 5億円**

就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設について、平成18年度の本格実施に向けて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行うためのモデル事業を実施する。

モデル施設 30か所

3 子育て生活に配慮した働き方の改革 **36億円（27億円）**

(1) 子育てと両立する働き方の実現に向けた地方自治体の取組の推進（新規） **6. 3億円**

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県及び市町村行動計画の趣旨に沿って、地域の実情を踏まえ、仕事と家庭の両立や、勤務時間短縮、在宅就業の普及等の働き方の見直しに向けた積極的な取組を行う地方自治体を支援する。

(2) 男性も育児参加できる職場環境の実現 **4. 6億円**

経営トップリーダーからなる有識者会議の開催、モデル的取組を行う企業への支援、地方公共団体等と連携した周知広報等を総合的に展開し、育児休業の取得等、男性が育児参加できる職場環境の実現へ向けた取組を推進する。

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援 **20億円**

一般事業主行動計画が適切に策定・実施されるように、一般事業主に対する啓発、指導、次世代育成支援対策推進センターの活用等を図るとともに、育児・介護雇用安定助成金の支給要件を事業主行動計画策定等の取組を反映させたものに見直す。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 **186億円（181億円）**

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実 **171億円**

○ 育児支援家庭訪問事業の推進（再掲） **20億円**

出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業の実施を着実に推進する。

○ 児童相談所の機能強化 **5. 6億円**

新たに児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を行うなど児童虐待に対応する相談体制の整備等を図る。

○ 施設の小規模化の推進 26億円
児童養護施設で実施している小規模グループケアの対象施設を、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。

○ 里親支援の推進 4.9億円
里親からの求めに応じて援助者を派遣し、相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図るなど里親への支援を推進する。
また、専門里親への委託対象児童について、従来の被虐待児童のほか、非行等により処遇困難な児童も対象に加える。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進 15億円

本年6月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の円滑な施行のため、DV対策の一層の推進を図る。また、民間シェルター等への一時保護委託について、その対象者を人身取引被害者に拡大する。

5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実

292億円（281億円）

(1) 子どもの健康・医療の確保 61億円
○ 小児救急医療体制の整備 21億円

小児救急医療体制の整備を引き続き推進するとともに、小児救急医師の確保を図るための調整を二次医療圏単位から都道府県単位に拡大することとし、離・退職小児科医師の発掘、医師の再教育等を行うことにより、小児救急医療等に対応する医師の確保を図る。

(2) 小児慢性特定疾患対策の推進 128億円
小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

(3) 周産期医療体制の充実 76億円
周産期医療体制（重症な合併症等危険な状態にある妊産婦や低出生体重児等に適切な医療を提供する医療体制）の整備を図るため、周産期医療ネットワークの整備などを推進する。

(4) 不妊治療に対する支援 27億円
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

6 母子家庭等自立支援対策の推進

3, 299億円 (3, 118億円)

- (1) 母子家庭等の自立のための就業支援 23億円
就業相談や就業情報の提供等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図るとともに、就労経験の少ない母子家庭の母等に対する無料の職業訓練の拡充を図る。
- (2) 母子家庭等の子育てと生活の支援の推進 27億円
子育てや生活支援策として、日常生活支援事業等の着実な実施を図る。
- (3) 自立を促進するための経済的支援 3, 249億円
- 母子寡婦福祉貸付金の充実 51億円
就学支度資金の貸付限度額の引上げ等により、母子寡婦福祉貸付金を充実する。

第3 若年者を中心とした「人間力」強化の推進

働く意欲が不十分な若年者、無業者（NEET）の増加など新たな課題に対応するため、若者の働く意欲や能力を高める総合的な対策として「若者人間力強化プロジェクト」を推進するとともに、「若者自立・挑戦プラン」の着実な実施により全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進する。また、再就職を促進するために企業ニーズ等に対応した職業訓練の実施や労働者個人が主体的なキャリア形成を図ることができるようにするための条件整備を図る。

1 若者人間力強化プロジェクトの推進 231億円(126億円)

(1) 若者の人間力を高めるための国民運動の推進（新規） 3.7億円

若年者雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、地域社会、政府等の関係者が一体となり、国民会議の開催や啓発活動等に取り組む国民運動を展開する。

(2) フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養・向上 4.1億円

○ 若者自立塾の創設（新規） 2.7億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する。

対象者数 2,400人

○ ヤングジョブスポットの見直し等による若年者への働きかけの強化

9.3億円

拠点を設置して若年者の参集を待つ従来の方法を見直し、若年者が集まりやすい場所に出向き、情報提供、相談等を実施するとともに、インターネットを活用して情報を発信する等により地域における若年者に対する職業的自立への働きかけを強化する。

○ 就職基礎能力速成講座の実施（新規） 4.5億円

民間事業者を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図る。

(3) 学生生徒に対する職業意識形成支援、就職支援の強化 31億円

○ **無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）の創設（新規）** 3.1億円

ボランティア活動など無償の労働体験機会に関する情報の収集・提供を行うとともに、これらの活動の実績等を記録する「ジョブパスポート」を開発し、企業に対する働きかけ、若年者向け就職支援窓口における活用等を通じ、これらの活動実績が企業の採用選考に反映されるよう普及を図る。

○ **小中高校生向けの職業意識形成支援事業の充実** 12億円

ハローワークが産業界と連携し学校において実施している、キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ等小中高校生を対象とした職業意識形成支援事業について、対象校の拡大や職場体験活動に係るコーディネート機能等の充実に努める。

○ **大学及び大学生に対する就職支援の強化** 2.6億円

大学間・学生間の格差の拡大が認められる大学等卒業者の就職環境を踏まえ、大学等就職担当職員の技能向上を図るための講習等の支援を新たに実施するとともに、学生職業総合支援センターシステムの強化等により未内定学生と未充足求人とのマッチングの促進を図る。

(4) 若年者に対する就職支援、職場定着の推進 144億円

○ **若年者に対する就職実現プランの策定による個別総合的支援の実施** 29億円

若年の雇用保険受給者を対象に、再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン）を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を重点的に実施する。

○ **若年者試行雇用事業の拡充** 109億円

学卒未就職者等を対象に、短期間（3か月以内）の試行雇用を通じ、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を拡充実施する。

対象者数 51,000人 → 66,000人

○ **職場定着を推進する施策の充実（新規）** 5.8億円

中小企業等における若年労働者の職場定着促進のため、地域の業界団体が主体となった若年労働者の相互交流、企業人事管理者を対象とした講習等の取組を促進するとともに、インターネット等を通じて、働くことに関わる幅広い相談に身近に応ずる体制を整備する。

(5) ものづくり立国の推進

11億円

工場、民間・公共の訓練施設等の親子等への開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若年者によるものづくり技能競技大会の実施等を通じ、ものづくりに親しむ社会を形成し、その基盤の上に熟練技能の一層の高度化を図る。

2 若者自立・挑戦プランの推進

209億円(190億円)

(1) 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の拡充

112億円

進路が決まらない学卒者等の日本版デュアルシステムの受講を促進するための体験講習を実施するとともに、企業、民間教育訓練機関の取組を促進する施策の強化等を行う。また、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブ・カフェ）においても、受講希望の受付を開始する。

(2) 若年者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及の推進

1.6億円

若年者向けのキャリア・コンサルタントを職業能力開発大学校等で養成するとともに、市町村の既存施設等を活用したキャリア・コンサルティング等を実施する。

(3) 学卒、若年者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備

6.4億円

学卒、若年者が、職業能力開発について目標を持ち、意欲を持って取り組むことができるよう、若年者就職基礎能力支援事業（YES-プログラム）の普及促進を図るとともに、3級技能検定職種の拡大を図る。

(4) 地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進

26億円

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブ・カフェ）において、新たに若年者の主体的な企画による就職支援活動や、インターネットを活用した相談・助言を行う等、就職支援機能の一層の強化を図る。

3 企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進

228億円(243億円)

(1) ニーズ・成果を確実に反映させるとともに、民間を積極的に活用した公共職業訓練の推進

221億円

専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を推進するとともに、人材ニーズや訓練成果（就職率など）を訓練内容に確実に反映させるための運営管理手法の民間教育訓練機関への普及を図る。

(2) 個別企業の要望に即した職業訓練の充実 **2.5億円**

業界団体と連携して、団体傘下の個別企業の人材ニーズを把握し、それに対応した民間教育訓練機関等での座学と企業実習を組み合わせた職業訓練（オーダーメイド型訓練）を推進する。

(3) 地域における創業を支援する実践的な職業訓練の推進 **4.9億円**

創業や新分野展開を支援するため相談援助、人材育成等を推進するとともに、地域産業における創業等のための実践的な職業訓練を都道府県に委託して実施する。

4 キャリア形成支援のための条件整備の推進

50億円（49億円）

(1) キャリア・コンサルティング実施体制の整備 **3.1億円**

民間機関、職業能力開発大学校等におけるキャリア・コンサルタントの養成を推進し、民間企業や公共職業安定所等での活用を進めることなどにより、キャリア・コンサルティングの普及を図る。

(2) 幅広い職種を対象とした職業能力評価制度の整備 **5億円**

労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、ホワイトカラーを含め、幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を業界団体等との連携の下で進めるとともに、策定された評価基準等の普及促進を図る。

(3) 民間におけるeラーニングの活用の促進 **2億円**

インターネット等を利用し、いつでもどこでも能力開発ができる仕組み（eラーニング）の活用を促進するため、eラーニングに関する情報収集・提供体制の整備等を図る。